令和3年度第1回多文化共生推進委員会

令和3年12月22日(水曜日)

 $10:00\sim 11:30$ オンライン方式

催:

次 第

会 開 1

2 議 題

- (1) 東京都における多文化共生推進事業について
- (2) 東京都における地域日本語教育について
- (3) その他
- 閉 会 3

【配布資料】

資料1 多文化共生推進委員会委員名簿

資料2 多文化共生推進委員会設置要綱

資料3 東京都における多文化共生推進事業

~令和3年度の取組及び今後の課題について~

資料4 東京都における地域日本語教育について <検討状況>

多文化共生推進委員会委員名簿

令和3年12月22日 (五十音順、敬称略)

	(五十百順、奴你哈)	
氏 名	現職	
いいのしなって飯野・奈津子	ジャーナリスト、山梨大学 客員教授	
かわむら あゃこ 河村 綾子	JPモルガン証券株式会社 人事部アソシエイト	
かんざき あきら 神崎 章	新宿区地域振興部多文化共生推進課長	
こばやし ひろこ 小林 普子	特定非営利活動法人みんなのおうち 代表理事	
こもだ ょうこ 薦田 庸子	公益財団法人武蔵野市国際交流協会 チーフ・コーディネーター	
こやま ひとし 小山 等	八王子市市民活動推進部長(多文化共生推進課長事務取扱)	
しりる こび-に シリル・コピーニ	翻訳家・フランス人落語家パフォーマー	
^{たん} まっらに 丹 マウラニ	通訳・翻訳、インドネシア語講師	
と みー ひえん ド・ミー・ヒエン	ベトナム語通訳、翻訳ボランティア、英語講師	
はせべ みか 長谷部 美佳	明治学院大学教養教育センター 准教授	
しゅれすた ぶぱーる まんシュレスタ・ブパール・マン	エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン 初代理事長	
もはめど おまる あぶでぃん モハメド・オマル・アブディン	NPO法人スーダン障害者教育支援の会 代表理事、参天製薬株式会 社 企画本部CSR室	
ゃざき りぇ 矢崎 理恵	社会福祉法人さぽうとにじゅういち 学習支援室コーディネーター	
やまわき けいそう 山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授	
わん ふいちん 王 慧槿	認定NPO法人多文化共生センター東京 理事・顧問	

多文化共生推進委員会設置要綱

平成13年6月15日 13生文振国第147号 生活文化局長決定 改正 平成18年3月31日 17生文振事第603号 改正 平成19年3月30日 18生都管法第1714号 改正 平成22年7月9日 22生文総総第825号 改正 平成27年7月1日 27生都地第682号 改正 平成28年7月1日 28生都地第311号 改正 令和元年10月15日 31生都地第1092号 改正 令和2年7月13日 2生都地第541号

(設置目的)

第1 外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、多文化共生推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、生活文化局長に 進言及び助言する。

(構成)

第3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、NGO等から、生活文化局長が依頼する20人 以内の委員で構成する。

(委員任期)

第4 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の 再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

- 第6 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すると ころによる。
- 4 委員会を招集するときは、各委員に対して、委員会の日時、場所、議題及びその他必要な事項をあらかじめ通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由の場合は、この限りではない。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 6 委員長は、特定の事業を調査審議するため必要があると認めるときは、委員で構成されるワーキンググループを置くとともに、関係者から意見を聴くことができる。

(公開等)

- 第7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。
- 2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶 務)

第8 委員会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(補 則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化局長が定める。

附則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

東京都における多文化共生推進事業 ~令和3年度の取組 及び 今後の課題について~

令 和 3 年 1 2 月 2 2 日 生 活 文 化 局

1 東京における多文化共生施策の全体像

(コミュニケーション支援)

言語コミュニケーションなど、 外国人が生活する上で 外国人が暮らしていく上で 直面する個別課題に 必要な基盤整備 関する環境整備

(地域づくりと意識醸成)

外国人を受け入れる 地域づくりと意識醸成 国際都市東京の実現に向けた環境整備

日本人と外国人がともに活躍する国際都市東京

やさしい日本語の普及啓発

■やさしい日本語普及啓発・活用促進

外国人相談対応

小国人相談対応 ■外国人相談対応 ■相談窓口の充実

多文化共生を担う人材育成

■外国人支援ボランティアの養成

世界から企業・人材を呼ぶ環境づくり

- ■東京開業ワンストップ。センター運営
- ■外国人材受入支援事業

日本語学習支援

■地域における日本語教室 の実施

生活情報等の多言語対応

■配布物等の多言語化

表示等の多言語対応

诵訳支援

■交通機関や標識の多言語化

■遠隔诵訳の実施 ■诵訳支援のあり方検討

外国人の次世代育成

■専門分野別相談

■学齢超過の子への学習支援 ■子どもの居場所づくり ■子育て支援

医療機関における外国人対応

(外国人の生活支援)

■ 医療機関等における 外国人対応の強化

就労支援事業の実施

■中小企業の外国人材受入 支援事業

地域交流の場の拡充

■地域交流小、いの実施

地域活動への参加促進

■町会・自治会等地域で受け入れる環境整備

多文化共生の意識醸成

■多文化共生講座の実施

地域福祉における外国人対応

■福祉制度・社協事業における外国人対応の強化

外国人の居住環境等の整備

■住宅セーフティネット制度・居住 支援協議会による支援

人権尊重意識の醸成

■人権啓発イベントの実施

■事業名については、代表的な例 示を記載

※実線=生活文化局・東京都つ ながり創生財団が直接実施する 事業

※点線=助成金を通じて、間接 的に実施する事業

※その他=各局による事業

防災·防犯

■外国人向け防災訓練

都・東京都つながり創生財団を中心とするネットワークの強化を図り、オール東京で取組を推進

2 多文化共生の推進における東京都の基本的考え方

都内の在住外国人の増加や多様化、課題の複雑化に対応するためには、 区市町村や国際交流協会、社会福祉協議会、支援団体等とともに推進していくことが不可欠

広域自治体として、以下の3つの視点に基づき、地域の取組の継続・発展をバックアップ

基本的方針の 検討・提示

都域における 多文化共生推進の 基本的な方針を 検討・提示する

コーディネーション

広域的な中間支援組織として、 区市町村や国際交流協会、 社会福祉協議会、支援団体等と ネットワークを形成し、 それら主体の力を結集するととも に、各主体の事業を支援する

事業実施

地域の主体が単独では 実施することが難しい 多文化共生事業について、 都内外のネットワークと 連携しながら実施する

3 多文化共生推進体制の強化 ~東京都つながり創生財団の設立~

国や区市町村、国際交流協会、支援団体と継続的に連携しながら多文化共生施策 を強化するため、

令和2年10月 **東京都つながり創生財団を設立**









東京都国際交流委員会の事業を継承・拡充し、情報発信や人材育成に加え、 外国人相談、日本語教育、やさしい日本語の普及などを推進

【参考】(一財)東京都つながり創生財団の事業

東京都国際交流委員会の事業を中心に、専門性の高い事項や、

地域の国際交流協会や支援団体等とのネットワークをいかした事業を展開

多文化共生社会づくり

在住外国人の課題に対応するための取組

- 情報発信(多文化共生ポータルサイト等)
 - ▶ 新型コロナワクチン接種に関する情報発信も実施
- 東京都多言語相談ナビ(TMCナビ)
 - ➤ 各種専門機関と連携し、外国人の困りごとを解決
 - ➤ 行政や公的機関・施設に対する通訳支援を実施
- 地域日本語教育の推進
- 人材育成(多文化共生コーディネーター研修)
- やさしい日本語の活用促進
- 都内多文化共生団体のネットワーク強化
 - ▶ 東京外国人支援ネットワーク
 - ▶ 東京国際交流団体連絡会議
 - ➤ 国際交流·協力TOKYO連絡会
 - ➤ 災害時の外国人支援のネットワーク構築 など

共助社会づくり

ボランティア文化の定着を図る取組

- ○「東京ボランティアレガシーネットワーク」を運営
 - ➤ 都内の中間支援組織と協力し、東京2020大会関連 ボランティアの活動継続・拡大を支援
 - ⇒ 特に、地域における活動につないでいく
 - ➤ 活動希望者・団体に有益な情報を提供

町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化

- 地域コミュニティ活性化事業
 - ▶ 区市町村と連携し、町会・自治会と地域活動の 担い手のマッチング事業を実施 (パイロット)
 - ➤ 地域の企業・NPO・大学等との連携を検討

4 主な多文化共生推進施策

令和3年度については、継続事業のほか、外国人相談支援を本格実施し、「やさしい日本語」の活用促進 を拡充。今後は、地域日本語教育の体制づくりに本格的に着手するなど、段階的に充実を図る

		現在の取組(令和3年度)	今後の課題
多文化共生の推進	情報提供	生活情報冊子Life in Tokyo: Your guideの発行 多文化共生ポータルサイトの運営、外国人向け情報の発信	多文化共生ポータルサイトの リニューアル
	外国人相談	東京都多言語相談ナビの運営・専門家相談 事例共有会・相談員向け研修	都内相談事業の支援 相談主体の連携強化
	やさしい日本語 普及啓発	庁内外への普及啓発、歴文財団との連携 研修・説明会、調査・研究、コンテンツ作成	人材育成(リーダー研修)
	地域日本語教育 の推進	地域日本語教室のデータベースの構築・運用	文化庁の補助金を活用した 地域支援
	通訳支援	東京都多言語相談ナビにおける遠隔通訳	通訳支援に関する実態把握
	多文化共生に資 する人材の育成	多文化共生コーディネータ研修、スキルアップ研修	
	在住外国人支援 事業助成	民間団体が行う外国人支援事業への助成	
対策の強化	防災知識の普及 啓発	防災訓練の実施、防災リーフレット、ヘルプカードの発行	
	災害時の外国人 支援	災害時外国人情報センターの運営、災害ネットワークの構築 東京都防災(語学)ボランティアの運用	災害時の情報発信環境の整備 語ボラマッチングシステム導入

青字:R3拡充・強化

5 - ① 相談事業:「東京都多言語相談ナビ(TMC Navi)」

概要

<開設日時·電話番号>

受付時間:平日 10時~16時 / 電話番号:03-6258-1227

<対応言語(14言語)>

やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、タガログ語、ベトナム語、ヒンディー語、ネパール語、フランス語、インドネシア語 ※ミャンマー語(木曜日のみ)

<特徴>

- TOCOSの外国人生活相談機能を引き継ぎ、外国人等からの相談に14言語で対応 必要な情報を提供するほか、内容に応じて適切な機関等につなぐ
- 区市町村単独では対応困難な少数言語相談や専門相談に対応
- 行政や社会福祉協議会など地域の公的機関からの依頼により、通訳サポートを実施

東京都多言語相談ナビ
Tokyo Multilingual Consultation Navi

Tokyo Multilingual



https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/information/consultation.html

今後の課題

- 専門相談等の充実に向け、関係機関との連携を推進
- 相談事例の迅速な共有や地域間での知識・ノウハウの共有を推進できるよう、都内相談窓口をつなぐ仕組みを検討

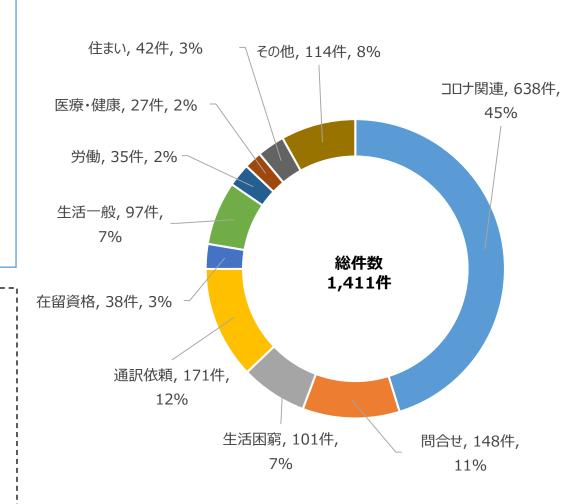
【参考】TMCナビ実績(R3年4月~11月)

- R3年上半期の相談内容別件数の半数は「コロナ関連」であったが、10月以降、「生活一般」「通訳依頼」の占める割合が増加している。
- 相談者の属性は本人が最も多く、次いで区市町村窓口、関係者・代理人と続く。
- 対応言語は、やさしい日本語を含む日本語が全体の約4割を占め、続いて英語、中国語と続く。

【主な相談例】

- ▶ 職場の同僚が陽性になった。自分が濃厚接触者に あたると思い、不安。どこでPCR検査が受けられるか
- ▶ 税金についての窓口に外国語話者が来ており、用件を確認したいので通訳支援してもらえるか

受付状況 ~相談件数(内容別) ~ <R3年4月~11月>



5-② やさしい日本語 普及啓発

これまでの取組

- 区市町村、国際交流協会、都内社協等向け研修の実施
- 『やさ日フォーラム』
- 『やさしい日本語リーフレット』作成・配布
- 多文化共生ポータルサイト内に特設コーナーを設置
- 他分野(文化・福祉)との連携



やさしい日本語イメージキャラクター やさカニくん



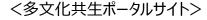
<研修チラシ>



くやさ日フォームチラシ【R2】>









<クリエイティブ・ウェル・プロジェクト>
※(公財)東京都歴史文化財団 作成

今後の課題

- 地域・分野・主体ごとに取組みをけん引する「やさしい日本語リーダー」養成研修の検討
- 「やさしい日本語」の活用事例を紹介する動画教材の検討

5 - ③ 情報発信 (新型コロナに係る情報発信) 1/2

感染防止のよびかけ

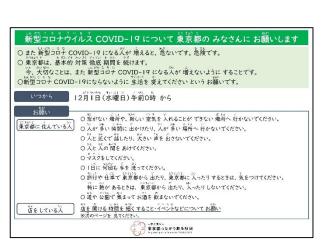
- 緊急事態宣言をはじめ、感染防止の呼びかけ等を、「やさしい日本語」や多言語で作成財団のポータルサイトやSNSで発信
- 庁内各局が実施するコロナ関連広報の多言語 広報支援
- 新型コロナウイルス感染防止の取組について、 知事が多言語で発信(動画)



https://www.youtube.com/watch?v=u1d7fGB06mE (やさしい日本語)



<リバウンド防止の呼びかけ>



<基本的対策徹底期間チラシ>



5-③ 情報発信(新型コロナに係る情報発信)2/2

ワクチン接種促進に向けた取組

- "ワクチンチラシ"の作成・配布
 - ✓ 「やさしい日本語」を含む16言語で作成
- 東京都多文化ポータルサイトへの情報集約・掲載
 - ✓ コロナ関連の相談窓口、関連サイト等の情報を集約
 - ✓ 各区市町村のワクチン接種に関する問合せ窓口等の 一覧を作成
- 区市町村との情報共有
 - ✓ 区市町村や他県の対応事例を共有 (令和3年6月に連絡会を開催)
- ワクチン副反応チラシの作成
- 大規模接種会場等の案内チラシの作成



区市町村は地 域の状況に応 じてカスタマイズ が可能





(参考) 区市町村との情報共有 【大田区の取組例】

〇封筒の多言語表記·多言語版お知らせ作成





○多言語通訳サービス

電話を介した三者間通訳による「大田区コロナワクチン多言語通訳サービス」を用意(13言語対応)



東京都における地域日本語教育について <検討状況>

令 和 3 年 1 2 月 2 2 日 生 活 文 化 局

WGにおける検討

(1) WG設置の目的

東京における地域日本語教育の総合的な体制づくりを検討し、実効性のある施策を策定する

(2) これまでの開催状況

● 第1回(R3.2.17) : 令和2年度地域日本語教育実態調査結果

都が目指す地域日本語教育の方向性について

● 第2回(R3.6.14): 東京における地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた検討

(3) WGにおける主な意見

- 居場所づくりであればボランティアでも良いが、日本語教育という点ではボランティア任せは難しい
- 行政が各主体に関わっていくというスタンスが必要
- 実施主体になる基礎自治体が抱えている問題に対して、都は何をするのか
- 東京都が初期日本語教育をオンラインで実施し、地域の日本語教室につなげてはどうか

地域日本語教育とは

国が定める日本語教育

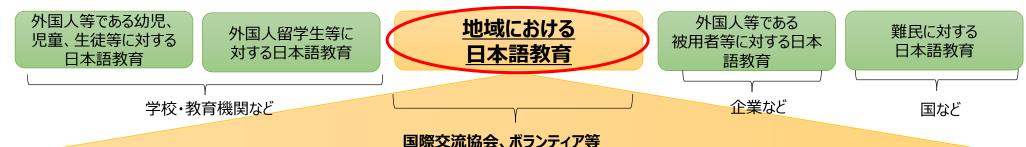
- 「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動をいう。
- 地方公共団体は、国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、日本語教育推進に関する基本的な方針を定めるよう努める



<u>地方公共団体(都道府県及び区市町村)は、その地域の状況に応じた施策を策定し、</u> 及び実施する責務を有する

(『日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)』より)

多文化共生を推進する観点から、まずは「地域における日本語教育」の体制づくりを推進



- 身分又は地位に基づいて在留する外国人等(永住者,日本人の配偶者等,永住者の配偶者等,定住者,家族滞在)をはじめ,我が国に在留する全ての外国人が対象
- 地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようにする

東京都における地域日本語教育の基本的な考え方

▶ 区市や国際交流協会、支援団体、有識者等からの意見を踏まえ、行政とボランティアベースの地域日本語教室の役割分担は下記のようになるのが望ましい

日本語学習のレベル

(11)

〈 日本語学習支援 〉

- 初心者向け~上級者向け
- 親子向け
- 子ども向け 等

地域日本語教室

〈 地域との交流 〉

- 〇 居場所
- 〇 相談場所
- 〇 情報収集·発信

言語学習の場だけでなく、 生活に必要な機能を 提供する拠点

- ●日本語能力がゼロ に等しい外国人の学 習支援は専門スキル が不可欠(ボランティ アの対応は負担大)
- ●地域日本語教室に つなぐ前段階に行政に よる対応が必要

〈 日本語初級者向け 〉

「生活者としての外国人」に対する 初期の日本語教室



行政による対応が求められる



地域活動

東京の現状から見えた問題点・課題

- ・ 区市町村の取組状況、取組内容は自治体により異なる
- ・ コロナ禍ではオンラインで開催している教室もあるが、多くの教室で「休止」または「縮小しての対面実施」
- ・ 教室単独での広報は難しい



希望者に対して十分に学習機会を周知・提供できていない

- ・ボランティアの高齢化が進行しており、日本語教室の人材確保が困難
- ・ボランティアのレベルアップの機会が不十分



日本語教室の安定した運営が困難

圏域に捉われない連携の取組が不十分で、情報交換・連携を求める声もある

各主体の役割分担

■ 多文化共生推進指針及び見える化改革で整理した役割分担に基づき、地域日本語教育における各主体の役割を以下の通り考える

【国】

■ 日本語教育推進施策を総合的に策定・実施

【東京都・東京都つながり創生財団】

- 広域自治体・中間支援組織として、区市町村等の取組の継続・発展を支援
- 多文化共生に関わる団体の連携・協働を推進
- 区市町村等単独では対応が困難な課題等への対応

【区市町村·国際交流協会】

■ 外国人に最も身近な行政機関等として、地域の実情を踏まえて地域日本語教室の取組を充実

■ 東京都・東京都つながり創生財団は、広域的な連携を推進することにより、 学習者のニーズや教室運営面の課題に対応していく

東京における地域日本語教育の施策の方向性

① 日本語学習機会の確保

・ 子どもから大人まで希望する外国人に対し、日本語学習機会を提供できる 環境を整備することで、外国人が地域で安心して暮らせる社会を実現

② 日本語学習環境の充実

- ・ 都内各地域で行われている取組の継続・発展を支援するほか、課題解決に 向けた新たな取組をサポート
- ・ 日本語学習のみならず、外国人にとっての居場所や情報収集、相談など重要な役割を担っている地域日本語教室等の人材確保・育成を支援

③ 地域連携の促進

・ 地域日本語教育の先導的なモデル構築など、地域日本語教育を担う各主体 の連携を促進することで東京全体の地域日本語教育のレベルアップを図る

④ 推進体制の構築

・ 東京全体をコーディネートする機能を構築することにより、地域日本語教育の総合的な体制を整備

■当面の対応

課題

希望者に対して十分に 学習機会を周知・提供 できていない

<u>日本語教室の</u> 安定した 運営が困難

1 中間支援組織として、区市町村等の取組の継続・発展を支援

- ▶ 地域日本語教室データベース(今年度構築)を通じた広報支援
- ▶ 文化庁の補助金を活用し、地域日本語教育体制づくりをコーディネート
 - 総合調整会議の設置
 - 地域日本語教育コーディネーター連携会議(実務者会議)
 - アドバイザー紹介など、地域への支援

2 区市町村等単独では対応が困難な課題等に直接対応する

■検討中の施策

- 初期日本語講座の開催
- ボランティアのレベルアップ・確保の支援
- ▶ オンライン使い方講座の開催

3 多文化共生に関わる団体の連携・協働を推進

▶ 地域日本語教育コーディネーター連携会議(仮称)を活用して地域間の 連携を推進

◆今後の予定

令和4年3月末 「東京における地域日本語教育の施策(仮称)」策定

(参考) 地域日本語教室データベース: 東京日本語教室サイト

目的

学習者

日本語学習を希望する外国人等が、 自分の生活範囲の日本語教室探せる 日本語教室でのボランティアを希望 する都民が教室を検索できる

支援者

掲載教室数

77教室(R3.12.21時点)

【参考】サイトオープン時(R3.12.1時点) 55教室 ※ 東京都独自調査にて収集

掲載内容

- ✓ 活動場所
- ✓ 活動日時
- ✓ 会費
- ✓ ボランティアの募集情報
- ✓ 活動状況(活動中/休止中)

今後の方針

- ✓ 掲載情報の拡大
- ✓ VLNと連携した広報の強化

